



平成 29 年 2 月 22 日

各 位

会社名 小林製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 小林 章浩
コード番号 4967 東証第一部

一般財団法人小林製薬青い鳥財団 議決権行使の指針に関するお知らせ

当社は、平成29年2月1日開催の取締役会において、平成29年3月開催予定の当社定時株主総会の承認を条件として、一般財団法人小林製薬青い鳥財団（以下「本財団」といいます。）を設立すること、及び第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議しております。

本自己株式の処分にあたり、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。また、日本マスタートラスト信託銀行は議決権の行使に際して、受益者である本財団の活動原資となる配当を安定的に確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視した第三者外部機関としての受益者代理人（※）の指示に従うものと致します。

その際、受益者代理人は、別紙の「議決権行使の指針」（以下「本指針」といいます。）に従って議決権行使の指示をします。

尚、当社は本指針の策定および変更、並びに議決権行使には一切関与しないことをお知らせ致します。

※信託法に基づき設定される第三者機関です。

本件に関するお問合わせ先

小林製薬株式会社 広報総務部
大阪 TEL.06-6222-0142 東京 TEL.03-5602-9913

議決権行使の指針

1. 議決権行使に関する基本方針

一般財団法人小林製薬青い鳥財団の活動原資となる安定配当を確保することを目的として、議決権行使の指図を行います。

2. 議案判定基準の基本的な考え方

個別議案の判定に際しては、「1. 議決権行使に関する基本方針」に基づき、個別議案毎に精査のうえ判定し、議決権行使の指図を行います。

なお、株主提案についてはケースバイケースで判定しますが、専ら特定の社会的、政治的問題を解決する手段として利用されていると認められる場合には、原則として反対します。

主要議案に関する判断基準の考え方は以下の通りです。

(1) 取締役の選任

取締役会の構成員は、経営課題に適切かつ迅速な意思決定を下すとともに、業務執行を適切に監視・監督できる人材であるべきであり、取締役の選任に係る議案については、以下の観点から検討し、問題があると考えられる場合、原則として反対します。

- ・株主価値を毀損するような不適切な取締役会決議が行なわれていないか
- ・継続的に業績不振あるいは資本効率が不十分な状況にないか
- ・不祥事の発生により、経営上重大な影響が出ていないか
- ・社外取締役を置いているか、更に取締役会の規模が一定数以上の場合には複数の社外取締役を置いているか
- ・親会社等を有する上場会社において、独立性のある社外取締役を複数確保しているか
- ・適切かつ迅速な意思決定を行なう上で適正な人員となっているか
- ・候補者が社外取締役である場合、独立性に問題はないか、取締役会への出席は十分か（監査委員会・監査等委員会に所属する場合、委員会への出席は十分か）

なお、社外取締役については、複数選任されることが望ましいと考えています。

(2) 監査役の選任

監査役会の構成員は、取締役による経営の意思決定や業務執行を適切に監視・監督できる人材であるべきであり、監査役の選任に係る議案については、以下の観点から検討し、問題があると考えられる場合、原則として反対します。

- ・不祥事の発生により、経営上重大な影響が出ていないか
- ・候補者が社外監査役である場合、独立性に問題はないか、取締役会及び監査役会への出席は十分か
- ・明確かつ合理的な理由なく、監査役、社外監査役を減員していないか

(3) 役員等の責任の一部免除、責任限定契約

役員等の責任の一部免除、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、会計参与、監査役又は会計監査人の責任限定を求める議案については、コーポレートガバナンス上問題がない場合、原則として賛成します。

(4) 剰余金の処分

配当等の決定権限を取締役に授権しており、株主総会の議案として提案されない場合には、取締役選任議案を通じて意思表示を行います。

財務状況等を勘案し、株主価値を毀損すると判断する過剰な配当の場合は、原則として反対します。

株主資本利益率の水準および内部留保の必要性を勘案し、株主還元が不十分であると判断する場合は、原則として反対します。

内部留保として必要以上の金融資産を保有している会社に対し、剰余金の処分の考え方について説明を求めます。

(5) 役員報酬等

役員報酬等については、業績とのバランス、インセンティブとしての効果等の観点から妥当性を備えたものであるべきと考えます。

役員報酬枠の増額、役員賞与の支払い、退職慰労金の贈呈に関する議案については、以下の観点から検討し、問題があると考えられる場合、原則として反対します。

- ・不祥事の発生により、経営上重大な影響が出ていないか
- ・継続的に業績不振の状況にないか
- ・株主価値を毀損するような不適切な取締役会決議が行なわれていないか

なお、退職慰労金の贈呈に関する議案については、経営の監視・監督役としての機能がより強く求められる社外取締役・監査等委員である取締役や監査役への贈呈が行われる場合は、原則として反対します。但し、退職慰労金制度廃止に伴う打切支給は、この限りではありません。

役員に対する報酬制度（ストックオプション）に関する議案については、以下の観点から検討し、問題があると考えられる場合、原則として反対します。

- ・株式価値が大幅に希薄化しないか
 - ・付与対象者に、経営の監視・監督役としての機能がより強く求められる社外取締役・監査等委員である取締役や監査役や、業績向上に直接関係がないと考えられる社外者が含まれていないか
 - ・未行使分の行使価格の引下げを行っていないか
 - ・市場価格を下回る行使価格を設定する場合は、行使条件がインセンティブ効果を高める設計（付与後一定期間の権利移転期間の設定等）になっており、将来の企業価値向上に資するかどうか
- なお、信託型の株式報酬制度については、上記の基準に準じて判断します。

(6) 企業の財務戦略・事業内容の変更

企業は、適切な経営計画に基づき、かつ株主利益を損なうことなく、資本の調達や財務構造の変更、事業規模・内容の調整等を行うべきであり、株式の発行、自社株取得、合併、事業譲渡・譲受、定款変更、その他資本政策に関する議案については、適切な経営・財務戦略に基づくものであれば、原則として賛成します。

(7) 敵対的買収防衛策

事前警告型買収防衛策（ライツプラン）については、導入の必要性や発動時における意思決定の透明性・妥当性が確保されるべきであり、以下の観点から検討し、問題があると考えられる場合、原則として反対します。

なお、防衛策が株主総会の議案として提案されない場合、取締役選任議案を通じて当該防衛策への意思表示を行います。

(イ) 導入の必要性

- ・防衛策導入が中長期的な株主利益の向上に資することについて十分な説明があるか
- ・業績等の観点から防衛策導入の必要性が低いと考えられる状況にないか

(ロ) 有効期間、導入・更新の要件

- ・有効期間が3年以内であるか
- ・導入時および更新時に株主総会決議による承認を経ることなく、かつ取締役任期を2年としていないか

(ハ) 発動時の意思決定

- ・特別委員会等を設置し、その勧告を受けて取締役会が判断する場合、独立性のある社外取締役が複数選任されているか
- ・株主総会等により、株主の意思を直接確認する場合、株主構成上妥当性があるか

(ニ) その他

- ・買収者に付与された新株予約権等を経済的対価を支払うことにより取得することができる仕組みになっていないか
- ・検討期間に上限の定めがあるか
- ・買収者以外の株主間で公平性が保たれているか

なお、信託型ライツプランについても、上記の基準に準じて判断します。

(8) その他

特段の理由のない過大な発行可能株式総数の拡大に関する定款変更議案については、原則として反対します。

剰余金の配当等の決定権限を取締役会に授権する定款変更について、株主総会による決議を排除するよう定める場合は、原則として反対します。

黄金株、複数議決権株、その他株主利益が毀損される可能性のある種類株式については、原則として反対します。

その他の議案については、企業価値増大やコーポレートガバナンス向上に寄与するか否かを基準に判断します。株主提案について一部株主の利益のみを追求する可能性があるものは原則として反対します。

以 上